

隔日勤務を行う自動車運転者に係る1箇月についての 拘束時間の延長に関する協定書

青山タクシー株式会社代表取締役 青山哲治と青山タクシー労働組合
執行委員長 泉次寿雄
は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示)第2条第1項第1号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者とする。
- 2 本協定により拘束時間を延長する月は、5月（当該月1日から1箇月間をいう。以下同じ。）、11月、12月及び1月とし、その1箇月の拘束時間は、5月は269時間、11月は270時間、12月は270時間、1月は268時間とするものとする。
- 3 本協定の有効期間は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

平成12年3月10日

青山タクシー労働組合 執行委員長

泉次寿雄 印

青山タクシー株式会社 代表取締役

青山哲治 印